

新消費税率 10%・軽減税率に対応 /

農家さま向け
かんたん会計ソフト「簿記は難しい!」「パソコン苦手」
「コスト抑えたい!」
「収入保険加入を検討中」らくらく
青色申告
農業版らくらく青色申告農業版
8,000円(税別)

月額費用なし! 電話・メール等で安心サポート

2年目以降 4,000円(税別)

- ✓ 複式簿記の知識がなくても決算書が作れる
- ✓ 減価償却費も、経費按分も自動で計算!
- ✓ 青色申告特別控除(最大65万円)を適用可能

まずは**無料**でお試ください /

らくらく農業版

株式会社セーブ aoshin.jp

〒997-0804 山形県鶴岡市斎藤川原字岡々下 116-1

TEL. 0235-24-7388 FAX. 0235-24-9802

企画・制作
日本農業新聞 広告部

確定申告特集

申告前に
準備をお忘れなく

確定申告の時期になりました。平成31年/令和元年(2019年)分の①所得税および復興特別所得税の確定申告は令和2年2月17日(月)から3月16日(月)までに②消費税の確定申告は3月31日(火)まで③贈与税は2月3日(月)から3月16日(月)に行うことになります。本企画では、農業所得の注意点や農業収入保険の内容などをランドマーク税理士法人代表税理士の清田幸弘先生に解説していただきました。

表. 資産計上するものと経費計上するものの取得価額の境界

取得価額など	区分	税務上の経費計上の扱い
① 10万円以上で、かつ使用可能期間1年以上のもの	減価償却資産	通常の減価償却
② 10万円未満のもの、または使用可能期間1年未満のもの	少額の減価償却資産	全額その期の経費計上
③ 10万円以上20万円未満(③によらず①の扱いも選択可)	一括償却資産	同じ期に事業供用した一括償却資産をまとめて3年で均等償却
④ 30万円未満(青色申告の中小事業者のみの特例)	少額減価償却資産(年300万円限度)	取得価額全額をその期の経費計上可(令和4年3月31日まで供用に限り)

(注) 税込経理方式を適用している場合や消費税の免税事業者は、消費税込みの価格が取得価額となる。

農業収入について

上する必要があります。

庭先販売分・家事消費分の計上漏れ

補助金の計上漏れ

野菜などの庭先販売で得た収入や家事消費分も農業収入に計上される各種補助金も農業収入に

費用について

計上しよう(一定の補助金を除く)。

修繕費の取り扱い

備品などの購入を経費にできるかチェック

修繕費を一回で経費に計上するか、価値が高まった分として資産計上して耐用年数に応じて経費(減価償却)に計上するかという点に気をつけよう。

共済、保険の処理

建物更生共済などの長期火災

令和元年からの改正点

消費税率の令和元年10月1日からの変更に伴う処理

① 区分経理による決算

令和元年が消費税の課税事業者に該当する方は、異なる税率を適用する必要がある。

令和2年から始まる改正点

青色申告特別控除

円に引き下げられます(従来65万円)。

取り引きを正規の簿記の原則に従って記録している事業主が、受けられる青色申告特別控除の控除額が令和2年以降55万円(5-Tax)を実施するか、帳簿を

農業経営の収入保険について

収入保険

収入保険は、農林水産省が昨年スタートさせた公的保険で、保険料などの50%、積立金の75%の国庫補助があります。原則すべての農産物を対象に、自然災害や農産物の価格低下、病気による収穫不能、取引先の倒産、盗難や運搬中の事故など、収入減少を広く補償する制度です。

加入申請時に青色申告の実績が1年分あれば加入でき、実績1年分の場合、農業者ごとに基準収入の最大80%を下回った場合に、差額の9割を上限に補填(ほてん)されます。例えば基準収入が500万円の方の収入がゼロになった場合でも最大300万円まで補填されます。令和2年から安い保険料のタイプも準備されました。詳細は地域の農業共済組合へご相談ください。

複式簿記は敷居が高いという方も、簡易な方式の青色申告(青色申告特別控除は10万円)で現金出納帳、売掛帳などを整備し、日々の取り引きを残高まで記帳すれば青色申告ができます。

※令和2年分から始めたい方は、令和2年3月16日までに最寄りの税務署に青色申告承認申請書の提出が必要です。ぜひご検討ください。

簡易な青色申告も加入対象に

業共済組合へご相談ください。

保険料には、積立部分と必要経費部分とがあります。全額を必要経費として計上しないように注意しましょう。

固定資産税の処理

租税公課として計上できるのは事業用部分に係るもののみです。固定資産課税台帳(名寄せ)などで耕作している部分を十分に確認することが大切です。

② 簡易課税のみなし仕入れ率の改正

簡易課税選択事業者は、食用の農林水産物を生産する事業について、みなし仕入れ率が昨年10月1日から80%に改正され、実質減税となっています。9月30日までの事業については70%適用なので注意が必要です。

電磁的記録で備え付けて保存(※)をしている場合には65万円の控除額となるので、準備すれば減税になります。

※令和2年分に限っては令和2年9月30日までに承認申請書を税務署に提出し、承認を受ける必要があるのに注意してください。